台大日本語文研究第 34 期
2017 年 12 月，頁 195-227
2017-09-25 收稿，2017-11-22 通過刊登
DOI: 10.6183/NTUJP.2017.34.195

日治初期在臺日人的社會秩序的形成
——以地域自治組織的組成為中心

黃美惠*

摘要

本文藉由探究在臺日人自治組織的成立經緯與其目的，以理解日治初期在臺日人的社會秩序的形成與台灣社會的政治變動狀況。

本文具體分析殖民地的都市，以臺北及臺南為主的日人自治組織的形成經過，反映出 1897 年 5 月，總督府以「本島人」（臺人）為主體的街、庄、社長設置的過程中，在當時存在治理「內地人」（日人）的新移民社會的基盤問題。當時統治當局認為由「本島人」出任參事、街、庄長等下級行政機關首長，若將日人置於其管轄之下勢必無法增進日人之權益，因而促成設立內地人組合以為彌補，將在臺日人暫時置於下級地方行政制度之外。

最初，在臺居住民團是由日人獨立組成，與臺灣總督府的政策時而對峙、時而協調，乃至創制、修改法令，實際運作政策的形成。隨著總督府在 1898 年 9 月制定〈內地人組合條例〉之後，各區自治團體紛紛成立。在臺日人的團體派閥之間產生激烈磨合，競爭關係浮上檯面。本文經由探究在臺日人的自治組織的創立，瞭解其對推進治理新領地的社會秩序的重建，具有歷史意義，且內地人組合或居住民團具有近代地方公共團體的形態，對於日後地方自治的建立有所助益。

關鍵詞：在臺日人、內地人組合、居住民團、地域自治組織、殖民地行政

* 中國文化大學日本語文學系助理教授

臺灣大學學術期刊資料庫

Formation of social order of Japanese in Taiwan during the early stage of the colonial rule: focusing on the formation of the local Japanese organizations

Huang, Mei-Hui *

Abstract

This article made a thorough inquiry of the formation of local Japanese autonomous organizations, and uncovered the shaping of social order of Japanese in new colony as well as the related changes of Taiwan society during the early stage of Japanese rule.

The article analyses the course of the formation of the local organizations in Taipei and Tainan. The objective is to reconstruct the social tensions between the “Inner landers” (Japanese) and the “Islanders” (Taiwanese), and that among the Japanese organizations in the early years of the colonial administration. While the Government-General of Taiwan established the local administrative system in May 1897, it appeared that several local Japanese organizations meant to secure their existing rights. The “Inner landers” wanted to establish the exclusive political power to guard their interests. The Government-General also believed that it was necessary to form separately the local administrations of the “Inner Landers” and the “Islanders”, to protect and to boost the interest of the “Inner Landers”. In order to mend this situation, the foundation of local Japanese organizations was encouraged by the Government-General.

The “Inner Landers” established quickly several “Associations of Civil Residents” (Kyoryumin dan) to strive for their rights. However, lacking of laws, tensions arose between these Associations and the

* Professor of Department of Language and Literature of Japanese, National Taiwan University

臺灣大學學術期刊資料庫

Government-General. As the Government- General issued the “Regulations of the Inner Landers Organizations” in September 1898, the numbers of the Association increased rapidly. The competitions among the "Inner-Landers" organizations led to the further tension in the Japanese circle. We can understand through the case how the Government-General reconstructs the social order after the subjugation.

.

Key Words: Japanese in Taiwan, Inner People Society, Association of Civil Residents, Local autonomous organizations, Colonial Administration

臺灣大學學術期刊資料庫

日本統治初期における在台日本人の社会秩序の形成
――地域自治組織の結成を中心に

黄美恵*

要旨

本稿の目的は、日清戦争後の台湾地域社会におけるダイナミックな政治・社会変動のなかで、日本人を主体とする地域自治組織の形成、結成の目的と経緯を解明することで、日本統治初期の在台日本人の社会秩序の形成を明らかにすることにある。

具体的には、地域自治組織の結成をめぐって植民地都市台北と台南に寄留する内地人の自治体の形成を分析した。そのうえで 1897 年 5 月「本島人」街庄社長設置の過程で明らかにした「内地人」（日本人）の新しい社会基盤作りに存する問題点を指摘した。統治者は「本島人」（台湾人）の参事、または街庄社長の下に、内地人の権力と幸福が増進されることはあり得ないというような認識を表し、「内地人組合」の促進で埋め合わせる狙いがあった。これにより生じた内地人と本島人との区別が窺えた。

植民地期台湾の初めての居住民団は、在台日本人により独自に展開したものである。その構築過程とは、台湾総督府政策と対峙また協調しながら創出・改正され、運営されてゆく過程であったはずである。なお、在台日本人の仲間の派閥・軋轢、競合関係が表に出ているが、在台日本人の地域自治組織の創出によって新領地の社会秩序の再建を推進した歴史的意味があると考えている。

キーワード：在台日本人、内地人組合、居住民団、地域自治組織、植民地行政

* 中国文化大学日本語文学科助理教授

臺灣大學學術期刊資料庫

日本統治初期における在台日本人の社会秩序の形成
——地域自治組織の結成を中心に

黄美恵

一、はじめに

近年、台湾では日本統治時代の「湾生」や日本人移民村が話題になってきた。言うまでもなく、日本人の植民圏への人口移動は、アジアの近代社会の発展に多大な影響を及ぼした。数年前、筆者は植民地台湾の地方行政研究を行うとともに、近代台湾の地域社会の構成員であり、帝国日本の移植民活動実行者であった「在台日本人」[1]を対象とする研究を進めた。本小論ではとりわけ、植民地下台湾における社会関係の複雑さと在台日本人の身分認定という視点から、統治初期に渡台した日本の民間人が、自治的組織の結成と地方制度改正に対して展開した対応策を検討する[2]。

政治は人々の利害関係を調節し、社会の秩序を維持し、社会の統治を図るものであって、権力は意図した目的・効果を達成するために他人の行動を支配する力である。新領地に移住した日本の民間人は台湾総督府から見れば被支配者、台湾人から見れば支配者という二面性を持っており、政治と権力を手に入れて社会秩序と優位性を守る。政治史の視点を取り入れることで、植民地台湾における民間日本人移住者の政治と権力に焦点を当て、蓄積してきた研究は、1920年に地方自治制が実施されたことにより地域再編に伴う地域格差という問題に向けての在台日本人の動向（藤井康子 2007、2010；蔡蕙頻 2012)、そして 1930 年代に在台日本人が展開した地方選挙制度導入をめぐる議論（岡本真希子 2000）に着目する傾向があった。ただ

[1] 「内地人」、「在台内地人」または戦後に「在台日本人」と呼ばれる。本稿では史料用語「寄留内地人」の呼称も出てくる。なお、当時の漢字表記は「臺灣」であるが、本稿では、「台湾」とし、「在臺」などの用語も「在台」で統一した。

[2] 本稿では保甲制を対象から外す。1897～1898 年の地方制度改正による地方行政機関―「辨務署・街庄制」の確立に関わる史料を主として使用する。

臺灣大學學術期刊資料庫

し、1920 年以降の在台日本人の政治史研究の進展に比較すると、統治初期の関連論文は少ない。

そこで本稿の目的は、日清戦争後の台湾地域社会におけるダイナミックな政治・社会変動のなかで、日本人を主体とした地域自治組織の結成の目的と経緯を解明することで、日本統治初期の在台日本人の社会秩序の形成を明らかにすることにある。本研究の意義は、植民地台湾における日本人社会の歴史的な様相と植民地台湾についての新たな地方行政研究のアプロ―という点にある。

具体的には、対象期間としては、主として台湾領有から 1898 年 9 月台北県の「内地人組合規則」の発布までの三年間とした。地域自治組織の結成をめぐって植民地都市台北と台南の事例を考察することで、地方行政への参与、社会的ネットワークの形成などにおける統治初期の日本人社会の様々な具体的様相や形態を明らかにする。

二、台北における日本人の自治体の出現と変容

統治初期においては、渡台内地人はさまざまな団体を結成していた。個々の団体組織は経済上・政治上の役割を持っていると思われるが、本章では、団体組織の存在形態と役割に着目し、帝国による新領地台湾の社会秩序の再建に関係する側面に重点をおきながら、具体的に、1898 年 9 月の県令「内地人組合規則」発布までの台北における日本人の自治組織の結成及び変容を考察する。

1895 年の軍政期において、酒保名目で軍隊に追従して内地の商人が台湾に渡り、台北市内に店舗を開いた。彼らは同年 8 月に商業談話会を設け、「意思疎通機関と為せしが漸次発達して商工会と組織を改め」た。これは「台湾における内地人商工業者の団体結成せられたるものゝ濫觴」であった[3]。商工会は 1896 年正月の「土匪」襲来に際して台北城内外に居住する内地人とともに義勇団を組織し、防御に携わったり、例会で回漕業取締り、金融問題、会社法実施、営

[3] 『台湾総督府警察沿革誌（二）』240 頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

業組合などの討議を行ったりした[4]。

その後、様々な事象の発生に応じてその対処のため、多様な団体組織が結成されることになる。たとえば、ペストなどの悪疫流行の防衛目的で作られた衛生会、各汽船会社の弊風矯正や運賃値上げなどの交渉目的で作られた貨主同盟[5]、商工業の同業組合[6]、また同じ出身県の内地人間の協力団体[7]などがあげられる。

一方、地方公共事務への参与においては、「本島人」に対しては1897年の地方官官制改正により台湾全島に官民中間機関である「辨務署・街庄社長制」が設けられたが、「内地人」に対しては官民中間機関や自治体の設置に関する規則は未だ定められていなかった。以下は地方公共事務に係る衛生会から町の自治体づくりへの発展を焦点にして、内地人の参与の経過を考察する。

まず、1896年7月6日付『台湾新報』の記事では、

> 台北県庁にては未だ行政機関の備わらざるため渡台本邦人に対し布告布達を周く伝達するの難きを慮り、即ち城内に於ては山下秀實、河村隆實、山県生一、大稲埕に於てハ鮫島盛、佐藤一景、艋舺街に於ては山田海三、種田誠一の七氏に世話役と云名義を以て布告布達の周知方を嘱托しなり[8]

とある。また、1896年9月5日付「公園設計委員及商議員」の記事では、

> 商議員として山下秀実、山田海三、平尾熹寿の三氏及李春生、林克成を嘱託せられたり。…（中略）少なくとも十万円の以上の設計費を要すべく。元来台湾の我版図たる限りは公衆衛生の急務なることは今更喋々を俟たず、公園の設計蓋し国家経営の

4 「台湾商工会の例会」(『台湾新報』1896年9月27日)。
5 「貨主同盟会臨時総会」(『台湾新報』1898年4月7日)。
6 「実業倶楽部設置」(『台湾新報』1898年2月22日;「台北商業会」(『台湾新報』1898年1月29日);「台北医会」(『台湾新報』1898年2月26日);「台湾学士会」(『台湾新報』1898年4月7日)。「訴訟代理人組合」(『台湾日報』1898年3月18日、1898年3月23日)。
7 「北越協会」(『台湾日報』1898年3月24日)。北越協会は1897年11月に創設された在台新潟人の団体である。当時の辨務署長七里恭三郎は協会の幹事とされた。
8 「嘱托世話役」(『台湾新報』1896年7月6日)。

臺灣大學學術期刊資料庫

上に於て大に益すること少なからずと云ふべし[9]

とある。1896 年 7 月に至って、台北市内では、「城内、大稲埕、艋舺街」といった主なる居住地に「世話役」の名目の下に城内に山下秀実、河村隆実、山県生一、大稲埕には鮫島盛、佐藤一景、艋舺には山田海三、種田誠一の七人を嘱託とし、渡台内地人に対し布告布達を周知させる職務に当たらせている。また、公園の設計・公衆衛生などについては、「商議員」として、内地人と本島人の代表者を嘱託とし、討議をなすこととしている。すなわち、領有二年目から総督府に嘱託された代表者は、官民の仲介的存在である地方公共事務に協力する役割を果たしており、都市部の在台日本人の有力者層の萌芽が見える。

また、ペスト患者発生蔓延を防止するため、町内の内地人は自主的に自衛措置をとる動きがあった。1896 年 11 月 3 日付「大稲埕内地人の自衛」の記事では、

大稲埕居住は内地人は城内にペスト患者発生蔓延の徴あると見るや、機敏にも各町内で委員会を開き、好警なる哉。左の予防注射を決議し其予防注意書を各戸に配付したり[10]

とあるように、大稲埕に居住している内地人は、「町内委員会」を開き、ペストの予防注射実施を決議した上、各戸に予防注意書を配布している。

大稲埕の内地人の自主的防衛施策に引き続き、台北県では「衛生組合規則」を制定し、同月 6 日に台北県知事橋口文蔵より県令第 27 号をもって発布した[11]。組合設置の目的は「台北市街ノ公衆衛生ヲ普及セシムル為メ、衛生組合ヲ設置ス可シ（第 1 条)」としていた。

9 「公園設計委員及商議員」(『台湾新報』1896 年 9 月 5 日)。
10 「大稲埕内地人の自衛」(『台湾新報』1896 年 11 月 3 日)。
11 台北縣令第 27 号「衛生組合規則」(『台湾新報』1896 年 11 月 7 日)。衛生組合は 1889 年頃の日本国内で本格的に制度化された、民間で衛生事務を行う団体である。民間に衛生思想を注入し、積極的に衛生事務に関与させ、自らの居住区の清潔を保持し伝染病予防をするための組織である。台北のペストが流行以後、各地の台湾紳士層・在台日本人によって次々に衛生組合が設置され、総督府は衛生組合を官民の架け橋的存在、衛生の普及を図る担い手として期待した。中山善史（2006)「日治初期臺灣地方衛生行政－以衛生組合為中心探討」を参照。

臺灣大學學術期刊資料庫

組合事務所は「城内・大稲埕・艋舺ノ三市街ニ設置（第 2 条）」して、「監督官庁ノ命令又ハ注意ヲ受ケ（第 3 条）」、衛生に関する事業を実行する。組合構成員には「各組合ニ委員長一名委員若干名ヲ置キ衛生上ニ関スル諸般ノ事務ヲ處辨（第 4 条）」する。委員長は組合において選定届出認可を受ける（第 5 条）。一切の経費は各組合の負担とする（第 6 条）。最後に、各組合において規約を設け、台北県庁へ届出認可を受ける（第 7 条）とされた。

「衛生組合規則」発布の翌 7 日に、艋舺でも山田海三、種田誠一、野間五造氏の外数名の発起により「艋舺衛生会」設立を台北県に請願し、同日認可された[12]。また、城内でも「城内衛生会」が設立された。1896 年 11 月 25 日付の『台湾新報』の記事[13]では、

> 台北城内有志者公衆衛生の一団体を組織せんと去る二十一、二十二、二十三日の三日間会合協議する所あり。終に設立委員十五名を定め、且同事務所を北門街朝日家に置くに決したり。その会則は左の如し。

とあるように、「城内衛生会」の組織や会則が報道された。以下、やや煩雑だが、会則十五条全文を紹介する[14]。

台北城内衛生会々則

第一章総則

第一条本会は城内公衆の衛生を普及するを以て目的とす。

第二条城内を左の三区に別つ。

第一区	北門街、府直街
第二区	府前街、府后街
第三区	西門街、石坊街、文武廟街其他各街

第三条本会は台北城内衛生会と称し当分事務所を北門街通り朝日家に設く。

[12] 「艋舺衛生会設立」（『台湾新報』1896 年 11 月 8 日）。
[13] 「城内の衛生会」（『台湾新報』1896 年 11 月 25 日）。
[14] 同上紙。

臺灣大學學術期刊資料庫

第二章職員

第四条本会に左の職員を設く。

委員長一名、委員十五名、幹事二名、書記一名

第五条城内各区より委員五名宛を選挙し、委員長及び幹事は委員中より互選するものとす。

第六条書記は委員長及幹事に於て之を選定するものとす。

第七条委員長は本会に関する事務を総理し、幹事は庶務及会計を掌り、委員は本会一切の事項を協議するものとす。但委員長差支の節は委員中より臨時互選するものとす。

第八条委員長及委員幹事の任期は各六ヶ月とす。但満期の後は再選するも妨なし。

第九条委員長及委員幹事は総て名誉職となし、書記は相当の手当を給するものとす。

第十条委員長は本会議決の事項を所轄警察署に届出づるものとす。

第三章会議

第十一条本会は毎年一月七月の両度に於て総集会を開き決算及事務の報告をなすものとす。

第十二条職員会は毎月十五日開くものとす。

第十三条委員長に於て必要と認むる場合若くは委員三名以上の請求ある時は何時にても臨時会を開くものとす。

第十四条本会々員は総集会及職員会に出席意見を陳述する事を得。

第四章会費

第十五条会費は会員一名に付毎月金十五銭を納むるものとす。

（下線は筆者）

臺灣大學學術期刊資料庫

上述の通り、台北における内地人は、商工会、同業会、同郷会、衛生会などの団体を結成し、共同利益の向上を図ることで、社会的ネットワークを築き始めた。但し、すでに設立された商工会・衛生会は実用的ではないとの批判の声が現れる。さらに「市民は大いに便利を感じ組織益々盛大ならん」として、「居住民団を組織して公共事業に着手せん」という提言も見られる[15]。

そこで、まず居住民団の前身ともいえる、1896 年末頃の「町内事務所」の出現について述べる。

自由渡航が認められた後、台湾においては内地人が漸次増加することとなった。これに伴い、大稲埕では大稲埕町内事務所を設けたが、城内、新起、艋舺にも町内事務所が設けられ、「純然たる居留民団事務所的のもの」[16]を設置するに至った。

大稲埕の町内事務所の設置の経緯は、「其の始め北畠忠夫・大庭貫一其他諸氏が自治的団体の必要を説き遂に一団体として組織せられたるものにて、夫より幾多の変遷を経て町内事務所となり、月番委員組織により此機関は運転せり。其後事務委員なるものを置きて同町内の事務を統理せしめ」[17]ることとしたものである。1896 年 11 月 28 日付『台湾新報』は、「此より起らんとする共同組合の参考とも為らしめん」として「大稲埕町内申合規約」全文を掲載した[18]。

大稲埕町内申合規約

第一條本規約は各町内の親睦を旨とし自治の伸興を計るを以て目的とす

第二條名称を大稲埕町内事務所と称して仮事務所を当分の内建昌街一丁目佐藤組内に設くる事

但し各町内事務を取扱むる為め書記一名を置く

第三條毎年四月九月の二期に町内総会を開く事

15 「居住民団組織せんとす」(『台湾新報』1898 年 4 月 21 日)。
16 『台湾総督府警察沿革誌(二)』240 頁。
17 「大稲埕町内事務所組織変更」(『台湾日日新報』1898 年 6 月 2 日)。
18 「大稲埕町内申合規約」(『台湾新報』1896 年 11 月 28 日)。

臺灣大學學術期刊資料庫

第四條各町内（町内とは町名に係らず一丁目の両側を云）に於ては委員二名を総会に於て互撰し其任期は六ヶ月とす。但し再撰することを得。

第五條町内委員会は毎月一回開会する事。但し臨時必要により臨時会を開会する事あるべし

第六條本規約の目的を執行する為め其費用として町内各戸より左の割合により毎月徴集する者とす

一等　金壹圓

二等　金五拾錢

三等　金貳拾錢

第七條委員の職務及び権限

一委員は何時にても委員会の決議により臨時総会の開会を求むる事を得

二委員会に於ては町内を代表する事

三上聞下達の労をとる事

四委員会の決議を執行する事

五衛生及学事々務を取扱ふ事

六会計係二名を委員より互撰する事

七六ヶ月毎に費用の決算報告をする事

第八條各町内に伝染患者発生したるときは直に其町内委員に通告すべきものとす。但し他に隠匿者あると認むるときは直に委員に通告すべし

第九條町内は吉凶を問はず相寄り相助け、特に死亡者あるときは吊慰を表し会葬する事

第十條祭典及び歓送迎等総て祝意を表すべき時は同一に挙行する事

第十一條水火其他事変あるときは速に応援救護する事

第十二條新たに町内に居住したる者直に其の町内委員に通知すべき事

第十三條凡て町内共同事を為さんとするときは勤めて冗費を

臺灣大學學術期刊資料庫

省き其実を挙ぐる事

第十四條町内各戸に於て雇人解雇等せしときは委員に通知すべき事

第十五條本規約は先づ内地人同盟を為し、延て台湾人に及ぼすものとす

右は台北縣廳の認可を得次第施行実行するものゝよし。

（下線は筆者）

かくして台北市内の大稲埕・城内・新起町・艋舺では、各「町内事務所」いわゆる「居留民団事務所的のもの」が設けられたため、衛生会の団体は自然に衰退することとなった[19]。その後、1898 年 1 月から、大稲埕町内事務所は組織を変更することを検討し始めた。しかし、組織変更議案の成立の過程は順調ではなかった。翌月の総会にその議案を評議に附したが、「席上別に議案を提出するものあり紛々として議纏まらず更に委員を選みて付託する事と、其修正議案を過般の総会に於て議決する筈なりしも出席者少数の為流会」[20]となった。三か月後、5 月 27 日午後、建昌街二丁目の事務所において臨時総会を開き、申合条約修正案を討議した。それに先立ち、従前の常務委員及び委員は総辞職し、それから江頭六郎を議長に推して修正案を議した。その間異論紛議等もあったが、結局可決した。次に修正案の規定により町内を五区に分けて、無記名で下表のように一区に三名あたりの評議員を選んだ。

第一区	建昌街一丁目	江頭六郎、生沼永保、花田元直
第二区	建昌街二丁目及附近	小松楠弥、田村實、兼松磯熊
第三区	六館街	鮫島盛、大島二郎、大島邦太郎
第四区	千秋街其附近	吉田孝基、渡邊勇太郎、青木畊江
第五区	北門外街及其附近	大庭貫一、内田實、中村啓次郎

[19] 「城内私立衛生会の解散」（『台湾新報』1898 年 2 月 17 日）。城内衛生会は 1898 年 2 月、北門街十字屋で解散することになった。

[20] 「大稲埕町内事務所組織変更」（『台湾日日新報』1898 年 6 月 2 日）。

臺灣大學學術期刊資料庫

上記の評議員選挙を終えて、規定により委員長の選挙を六館街小島屋で行った。「元来委員は評議委員より互選するものなるに、中村啓次郎氏に指名選挙を委託し、中村氏は遂に江頭六郎氏を委員長に推し、江頭氏承諾したれは、茲に会を終」[21]えたという。その後懇親会を開き散会した。

町内事務所の組織変更の要点は、（1）第四条「各町内（町内とは町名に係らず一丁目の両側を云）に於ては委員二名を総会に於て互撰」することとされていたものを、明確に区によって範囲を分け、無記名で投票を行い、区ごとに高票を得た三名を評議員当選人とする。（2）委員長の選出法は指名選挙とする。つまり、委員の一般選挙のあと、行われる委員長の互選をやめて、投票によらないで指名選挙に変えた。

前述の大稲埕町内申合規約は町内の委員により起草され、台北県庁の認可を得、次第に施行実行するものであった。台北県は「在留内地人」に対する官民中間機関に関して法的根拠を置くため、県令をもって 1898 年 9 月に「内地人組合規則」を発布した。『台湾日日新報』によれば、1897 年頃より「在留内地人間に強力模範的団体の結成」を叫ぶ声が漸次に拡大し、「台北内地人組合創設の議」が進んだ[22]。1898 年 9 月に台北県は県令を以て組合規則を発布したあと、台北県では前述の四つの「町内事務所」が併合された新たな内地人自治組織である「内地人組合」を創設することになった。また、「台北組合事務所」を設け、規約協定を作った。組合長には山下秀実が選ばれた。それから、1899 年 1 月 15 日に児玉源太郎総督をはじめ百数十名の会員が集まって開所式を開いた。

以上は、1896 年から 1898 年にかけて台北市街地における内地人の官民中間機関設置の由来である。

このように、（1）日本統治初期、内地人を主体とする官民中間機

21 同上紙。
22 「組合規則」（『台湾日日新報』1898 年 9 月）。

臺灣大學學術期刊資料庫

関に関しては何等の法令規定もなかった。内地人の組織としては時系列でいえば商工会、衛生会、それから「居留民団事務所的のもの」としての「町内事務所」が設けられた。1898 年 9 月に台北県の県令を法的根拠とする「内地人組合」という官民中間組織ができた。これにより、内地人の台湾における広域の社会的ネットワークの構築が始まることとなった。ちなみに、この日本人の植民地台湾における社会的ネットワークの形成と展開に関する研究は、管見の及ぶところではあまり見られない。（2）自治体の進展を図るため、互選や指名選挙などの選挙方法を取り入れ、制度の近代化へと進んでいった。なお、内地人同盟の「町内事務所」の設置は植民地台湾における近代的市政団体の生成につながっていくことになる。

三、台南における居留民団の結成と紛争

次に、前述の「居留民団事務所的なもの」について、1897、98 年頃の台南市街における居住民団体の結成過程を考察することにする。まず、その結成契機について検討する。

（一）内地人町と団体組織の出現

日本統治初期、在台南の日本商人の様子に関しては、『日本』1896 年 1 月 18 日付に掲載された「台南行政私議」によれば、

> 在台南の日本商人は明六日両広会館に於て親睦会を催ふすの企てあり、其商人の数は七十余名是等商人は台湾に於て先鞭家たり日本町を開始す[23]

とある。また『東京日日新聞』同年 12 月 3 日付の「渡台商人に告ぐ」では、次のように当時の台南城内において内地人商人が盛んに開店した様子がわかる。

> 予が今回台南より台北に帰来し尤も愉快を感ぜしは日本商人が軒を連ねて盛に開店し殆ど城内を占有せしこと是なり、此と同時に稍々怪□の念に堪へざりしは無慮百余の商店が恰も規約をなしたるが如く毎戸其商品を同うしたるにあり、それ一処に

[23] 「台南行政私議」（『日本』1896 年 1 月 18 日）。

臺灣大學學術期刊資料庫

同一商品を陳列すること必しも不可なるにあらず、然れども需要の如何を顧ず徒に供給するに於ては其結果たる敢て予輩の呶々を要せずして明なり[24]（下線は筆者）

この記事においても、内地人の商店に扱った商品がほぼ同じであることが指摘されているが、このほか内地人の需要のみに応じる商品の供給が「内地商人共倒れの悲境に沈淪するなきを保せ」ないことを指摘している。また、在台商人の「一攫千金」の素性につき、次のように厳しく非難した。

彼等の多数は一時の投機心にかられ少なくも一攫千金を夢想したる輩に過ぎず、勿論彼等の中には既に巨額の暴利を獲得せしもの之あらん去れども是商業の潤益と云はんよりは寧ろ時勢に乗じたる拾収物たるに過ぎざるなり[25]

以上の二つの記事より、1896年頃台南城内に内地人町が形成されていることがわかる。

台南において会と称する形体を具備したのは、「台南安平実業会」を嚆矢とする。同会は、当地有力の商人を網羅し円満親睦の間に居住民の利害を研究しつつあった。しかし、「時勢はまだ研究すべき大問題を与」えず会の必要を感じることが薄弱になったため、遂に消滅した[26]。

実業会と相前後して「料理店[27]及宿屋組合」が組織された。名称通りに「強固なる規約の下に営業の利害を制」することを目的とした。その後、実業会の消滅にかわって雑貨商の組合が勃興した。当地有力の商人が雑貨商に対し「屢々多額の懸倒しを為す者」があったために、雑貨商間に多少の恐慌を招いていた。このため、組合規約規制の必要を感じたところから、脇山逸真等の尽力によって組織されることとなったものである。同会では、「若し懸倒しに会ふとき

[24] 「渡台商人に告ぐ」(『東京日日新聞』1896年12月3日)。
[25] 同上。
[26] 「台南居住民団及台南商業倶楽部の経過と其善後策（上）」(『台湾新報』1898年4月8日)
[27] 台南中の料理屋約80余軒があった。「台南通信」(『台湾日報』1898年2月1日)。

臺灣大學學術期刊資料庫

は相通告して以て加害者に取引を謝絶すべし」と決した。このように、料理屋及び宿屋、または雑貨商が先ずそれぞれ営業の利益を守ることを目的として組合規約を作り始めたのである。

（二）街庄社長設置に伴う内地人の身分認定

1896～1897 年の台南県における「寄留内地人」の人口は、下表「1896 年 10 月総督府調査により軍人以外の全島内地人寄留者の實数」から、台南県の直轄地に 762 人（男 570 人、女 192 人）であった。

【1896年10月、台湾全島寄留内地人数】

説明:「1896年10月末総督府調査により軍人以外の全島内地人寄留者の実数」

（1896/10）

地方庁		寄留内地人			
三縣一廳	行政区画	戸数	人口数		
			男	女	計
台北県	直轄	622	2,727	873	3,600
	宜蘭支庁	34	76	33	109
	基隆支庁	297	1,279	148	1,427
	淡水支庁	29	63	27	90
	新竹支庁	54	118	69	187
	計	1,036	4,263	1,150	5,413
台中県	直轄	112	465	95	560
	苗栗支庁	41	128	36	164
	彰化支庁	24	77	23	100
	埔里社支庁	7	16	6	22
	雲林支庁	17	33	7	40
	計	201	719	167	886
台南県	直轄	172	570	192	762
	嘉義支庁	20	47	9	56
	鳳山支庁	51	97	57	154
	恒春支庁	11	64	5	69
	台東支庁	8	17	6	23
	計	262	795	269	1,064
澎湖庁		24	86	45	131
総計		1,523	5,863	1,631	7,494

出所）『台湾警察沿革誌』Ⅱ、238頁により作成。

しかし、台湾に渡った内地人は、それだけで台湾の「住民」になるだろうか。いずれにしても、台湾に居住する者として権利と義務の規制が発生するので、これらの内地人を統治側がいかに取扱ったのかを確認しておかなければならない。この行政による内地人の身分及び取扱い方については、この翌年の街庄社長設置と関連して総督府公文類纂から確認できる。

台湾総督府は、1897 年 5 月に下級の行政補助機関として全島に街

臺灣大學學術期刊資料庫

庄社長を設けた。台南県については、1897 年 12 月 13 日に磯貝静蔵知事が県下における街庄社長設置について、「内地人取扱方」を当時の民政局長代理である事務官大島久満次に照会した。その照会内容（内発第五三五号）は下記のとおりである。

> 街庄社長設置ノ上ハ其管轄区域内ノ住民ハ仮令内地人タリト雖トモ、其行政事務ノ執行ヲ受クヘキハ勿論ノ議ト存候處、当台南市街ハ内地人ノ在住者千五百餘人アリテ猶日ニ増加ノ状況アリ、然ルニ文字言語ニ精通セサルヨリ街庄社長ノ下ニアリテ支配ヲ受クルトキハ諸種ノ点ニ於テ不便ナルヲ察シ、台南市街中ノ内地人合同シ総代人ヲ選出シ諸般ノ事務を弁理セシメ且ツ其事務費ヲ負担スル等ノ規約ヲ設ケ、街長管轄ノ外ニ独立センコトヲ願フモノヽ如キハ事便利ニ属スル儀トハ被存候得共認可致シ難ク被考候。然ルニ「台北縣街庄長取扱事項」ヲ見ルニ其第三項ニ「諸願伺届ニ加印（内地人ヲ除ク）スル事」とアリテ内地人ハ街庄長ノ管轄外トシ取扱アルモノヽ如ク相見候右ハ便宜前陳之趣取扱フモ差支ナキ御見込ナル哉御府議承知被致此段及御照会候也[28]

磯貝台南県知事は本島人の街庄社長設置にあたって、内地人の取扱についての問題点を指摘した。磯貝は、在台日本人が街庄社長の管轄区域内の住民でその行政事務の執行を受けるべきは当然ではあるが、本島人である街庄社長の下に内地人が支配を受けるときは諸種の点に於いて不便であると考えたのである。このため、磯貝はその対案として、台南市街中の内地人を合同し総代人を選出し、諸般の事務を弁理せしめ、かつその事務費を負担するなどの規約を設け、街庄長の管轄の外に独立させることを民政局に願い出ている。磯貝台南県知事の照会に対して、同年 12 月 28 日に決裁した文書[29]により総督府民政局は、①「街庄社長ハ目下創始ノ際ニシテ諸般ノ設備

[28] 「街庄社長設置ニ付内地人取扱方台南縣知事へ回答」（『台湾総督府公文類纂』4529 冊－3）。
[29] 「街庄社長設置ニ付内地人取扱之件」（『台湾総督府公文類纂』4529 冊－3 又は 9731 冊-24）。

臺灣大學學術期刊資料庫

未タ整ハサルヲ以テ事務取扱ノ上ニ往々にして慣熟セサルモノ」があること、②「内地人ハ本島住民トテ情性ヲ異ニシ言語風俗其他諸般習慣全シカラサルノミナラス、本島へノ転籍ヲ許ルサレサルノ処々ニ在リテハ、内地人ニシテ街庄社民ト称スヘキモノナク、唯僅カニ一時ノ居留者アルニ過キス」といった理由で、「一時居留ノ人民ヲ支配セシムルトキハ双方共ニ困難不便ヲ感スルコト多々有之へく、随テ街庄社皆ノ統一ヲ缺ク虞ナキニアラズ、実際取扱上支障尠カラサルヘキニ付、当分内地人ハ街庄社長ニ属セズ、辨務署ヲシテ管轄セシメ便宜ニ帰し方法ヲ設ケシムル方得策ナルヘシ」という結論を下した。したがって、1898 年 1 月 16 日付『台湾新報』において、

> 今般街庄社長の制度を布かれたるに付ては、言語の通せざる風俗習慣の異なる等の点より、諸般の不便少からずとて。…（中略）台南市街にある内地人は一団体を組織し、辨務署と直接の関係を形成せんとし、目下有志者協議中の由[30]

と報じられたように、総督府は 1897 年 5 月辨務署設置以前には、内地人を支庁長の管轄に隷属させたが、辨務署及び街庄社長制度が設けられた以後も、当分の間は内地人を本島人の街庄社長の管轄とせず、辨務署長と直接の関係を持たせようとした。

この処置を受け、当時の新聞も、「邦人土人の支配を受くべき乎」、「所謂住民なるものは日本人をも包含するものなるや否や」の疑問を投げかけた。記事の全文は以下の通りである[31]。

> 勅令第百五十七号を以て街庄社長を設くるの件を発布し、引続き台南縣にては一月十四日各辨務署長に対し其の事務取扱心得準則とも云ふべき者を訓令したる中に街庄社長は住民より官庁へ提出すべき諸願届の末尾に連署し且つ意見を具申する事を得へき旨を定め、同十五日台南辨務署長の部下各街庄社長に発したる訓令なるものを見るに、又同様の事項を制定せり。而して

[30] 『台湾新報』1898 年 1 月 16 日。
[31] 台南通信（1 月 20 日河島天橋生報）「居住民団の成行」（『台湾新報』1898 年 1 月 26 日）。

臺灣大學學術期刊資料庫

> 茲に所謂住民なるものは日本人をも包含するものなるや否やは吾人の最も研究すべき問題たらずんばあらす。
>
> 聞説台南居住民団なるものは豊田辨務署長の慫恿に成りたるものに、当時署長が居住民団創立会に臨席して演説したる語中にも、本団を組織せざれば土人の連署を受けざる可らざるの不便ありと明言したりと。
>
> 而して予が本日当縣庶務課長に就き住民の鮮答を聞きたる時も矢張日本人を含むものなりと云へり、然らば則ち当局の意見なるものは居住民団成立せざる場合若くば居住民団なき地方に於ては此の名誉ある戦勝国の臣民を駆りて土人の街庄長に服従せしめんとするものなり。一面には内地人に対して戸籍法を制定せず、寄宿民にあらず、本籍民にあらず、曖昧模糊の間に日本人を居住せしめつゝ下級行政の制度を定むるに及んでは重きを土人にのみ置き、日本人を以て土人の街庄社長の下に抛擲せんとする意を解する能はず。若し日本人の諸願届にして辨務署に提出する前是非共下級機関の副署を要すると言ふが如き不思議なる道理もあらば、別に内地人の街庄社長を置くも可なり。将た事の土人に関するが如きは土人の意見を参考して処分するも可なり。日本人をして彼等言語習慣を異にせる戦敗劣等人種に屈伏せさる可らさるが如き、法を制するに至つては抑も日本的台湾拓殖の趣旨に反するものと云ふへし。

先述した総督府民政局の公文書では、内地人を「一時ノ寄留者」とする。記事によれば、台南県庶務課長は、記者の取材に対して台湾の「住民」とはやはり日本人を含むものであると答えた。要するに、内地人は「一時ノ寄留者」でもあり、台湾の「住民」でもあるとしつつ、かれらを街庄社民と称すべきではないと述べた。しかも台湾に転籍することも許されないとしたのである。

このように、街庄社長制度の下における在台内地人の位置づけに関する疑義が提出されたことがきっかけとなり、辨務署長は台南居住民団体の形成に拍車をかけたことがわかる。

臺灣大學學術期刊資料庫

（三）居住民団体の形成及び挫折

如上の経過により、台南における居住民の進歩発達を図るに伴って、台南においては下級行政機関の必要性が認識されるに至った。例えば以下のようなことがあった。数多くの県令が続発されたが、掲示を除いて周知の方法はただ県報の発行のみであったし、官吏のほか県報を見る者はなかったため、上意下達ができず、県庁と一般人民の間において、懸隔が生じて不便であった。また、伝染病予防法の周知の手段について、あるいは軍隊の歓送迎、また招魂祭等のことに関しても居住民を一致結合せしめる必要があった。これらのために「民団をして愈々下級行政機関たらしむる利益」があると認識されたのである。

豊田辨務署長自身が民団組織の必要を感じたことから、辨務署長の示唆で民団組織が実現していくこととなった。当時、そのために行動を起こしたのは、青木十三郎、久住呂藤太郎、脇山逸真、阪本房治、矢島篤政、関善次郎、関弥平太等である。

然して、その創立委員の選挙するに際しては、料理屋及び宿屋組合が失敗していたため、会稽の恥を考えて他日これを挽回しなければならないと誓っていた。このため議員選挙の際、料理屋及び宿屋組合は雑貨派を駆逐して、中立派と共に民団議会を組成した。結果的に、今村弁護士や料理屋の組合の関係者が謳歌し戦勝を祝う一方で、商業組合（雑貨派）側は憤怨を抑えることができず、大挙して脱団を計ることになったという。

以上のように、商業組合（雑貨派）は民団の選挙で成果を得られなかったため、心を平にすることができなかった。青木十三郎、久住呂藤太郎等の、御用商人で選挙にもれた者等も、憤然として民団に加わる意思を持てなかった。こうして、雑貨派と御用商人で選に漏れた者たちが合体して、別の倶楽部を組織して、旗を揚げることとなった。もともと、商業組合は御用商人に対する防衛的機関として結成されていたが、上記の経過から、互いに携えて倶楽部組織の議を決したわけである。これが「台南商業倶楽部」という民団に対

臺灣大學學術期刊資料庫

抗する組織発生の由来である。

その後の分断された二つのグループ間の調停の経過は、『台湾新報』によると、以下の通りであった。

> 矢島篤政、坂本（阪本）房治、大高阪真耗〔ママ〕等主として調停の事に奔走せり。不肖予（天橋生－筆者）も亦驥尾に附して僅かに尽力す。①始め知事に訴へて其労を請ふ。当時調停の条件は二十名議員を増して三十名となし不足の議員十名を倶楽部派より選出し以て相譲歩和解せんとの意なりしが、彼等は之を以て足れりとせず、団長今村弁護士の下に合同す能はずとて断然謝絶したり。②次に今村団長は自己一身の為めに調停に害あるを聞き辞職して両派の和睦を待てり、於是乎有志辨務署に托して再度の調停をなさしむ。彼等曰今村辞職するも料理業者と席を同ふす可らずと。遂に最後の調停も無効に帰したるたり。（下線と番号は筆者）

以上のように、両派の代表者は知事と辨務署に托して調停を試みたが、雑貨派は断固に料理派との同席を断った。このように居住民が二派に分かれて互いに睨み合う様子を見て、台湾の新聞は、寒心に堪えないと慨嘆した[32]。

> 「刻下行政上或は程度までの機関となし、将来純然下級行政機関たらしめんと期待しつゝありたる者孰れか之れを浩歎せざる者ぞ。」
>
> 「去れば民団破裂に対して其責を有する者は商業倶楽部員なりと雖も、居住民団中有為の士は脱会し去り、只系統上に於て正統の名義を有するのみにて実力虚空となりたれば、公共的事業は計画をなし下級行政の機関たる事殆んど望むに由なし。」（下線は筆者）

そして、最後に記者は次にとるべき「良法」として

> 民団を解散し倶楽部は意味なき倶楽部となり、別に毎街委員を

[32] 「台南居住民団及台南商業倶楽部と其善後策（続）」（『台湾日日新報』1898年4月12日）。

臺灣大學學術期刊資料庫

> 設けて新たに健全なる一機関を設くるは策の最も上なる者ならんか、只た台南住民の程度未た台北の如くなる能はず、町内委員の選挙の如きは更に復た紛争の種子たるを免かれざれば宜しく辨務署長に於て詮衡指命し、布達布令の類は委員より町内へ回章、悪疫の発生盗賊の襲来に到るまで官庁の通告を町内に伝告し、公共的事業の捐金等も自己の町内を受持ちて不都合なからしめ、而して他日純然たる下級行政機関の必要到来するを待つは最も適当なる措置なるを信ずるなり。若し夫れ在留民全般に関する事の如きは辨務署長会頭となり各街委員の協議会にて決定すべし。（下線は筆者）

と進言した[33]。「台南住民の程度未た台北の如くなる能はず」という現状から、台北の大稲埕町内委員の選挙のように順調に行えるはずがないと分析している。それゆえ、「更に復た紛争の種子たるを免かれざれば宜しく辨務署長に於て詮衡指命」すべきだと主張したのである。つまり、民度がまだ高くない段階では官選が尤も適当な措置であるとの見解であった。

『台湾新報』の報道に基づいて、居住民団体結成中の事実関係を要約したのが付表である（付録参照）。報道された内容を見ると、居住民団長副団長選挙における派閥の競争・軋轢が当時の世論に多大な波乱を起こしたかがわかる。本小論では、紙数の都合により、一連の記事の中から、（１）内地人間の競争の激しさ、（２）「住民」に対する解釈」の二点に絞って説明する。

1898 年 1 月 23 日は台南居住民団の正副団長の公選日であった。この選挙は新聞紙に「台湾で空前の競争」と評されるほど注目された。『台湾新報』の記事では[34]、

> 扨て右撰挙に付て台湾では空前の競争あり。何の意味もなき単純たる結合体の団長撰挙に斯くまでの競争あらんとは餘り面黒き話しなれば、其の由来よりして報道せんに、団は其の規約書

[33] 同上紙。

[34] 「台南居住民団正副長の選挙」（『台湾新報』1898 年 1 月 23 日）。

臺灣大學學術期刊資料庫

第一条に由りて一戸を構へ各種の業務に従事せる内地人より組織したるものなれとも、団の目的なるものは規約書に於て何の指定もなく、只た本会は官庁の諮問に対し意見を陳述し又は本会の議決を以て官庁に交渉する事を得とある事たけが目的らしく、殆ど無意味の結合体なれば一種の倶楽部と選ふなし、或人々が地方自治制の階梯なりなど仰山らしく云ふ程のものにてもなき、正副団長の撰挙をなすに当り、何故にや俄然として料理屋派・雑貨店派なる者を生し、各々候補者を定めて遊説勧誘至らざるなく、茲一週間許りは商賈も手に付かず、或は予選名刺を配付し、或は数十名の破落戸を雇ふて互ひに変に備へんとすとの風説さへ起るに至り（下線は筆者）

とあるように、居住民団は官庁の諮問機関で、意見の陳述や請願などの権限しかない「一種の倶楽部」であり、また世間の一部から地方自治の一段階であると言われているほどのものではない、と評されている。それゆえ、団長副団長選挙のための激しい言動や積極的な選挙キャンペーンに対して不可解の念を表している。台南におけるこの選挙の経過を、前述の台北の大稲埕町内事務所の評議員・委員長選挙と照らしてみれば、メディアの注目度と地方行政機関の頻繁な調停の模様からすれば、まさに「台湾では空前の競争」であったかもしれない。

他方、台湾における「住民」についての解釈を民政局と地方行政機関がはじめて文書をもって行った。これは「所謂住民なるものは日本人をも包含するものなるや否や」が問題となるのは、「日本人を以て土人の街庄社長の下に拋擲せんとする」ことが統治側をはじめ一般内地人にも許されないものであると認識されていたからである。さらに新聞の記事では、内地人も住民であるとすれば、本島人の街庄社長の下に内地人も置かれることになり、「日本人をして彼等（台湾人）言語習慣を異にせる戦敗劣等人種に屈伏せさる可らさる」状態となるので、「住民の解釈を是正して単に土人をのみ指す」ものとするか、あるいは「総督府より別に律令を発布して日本人を包含せ

臺灣大學學術期刊資料庫

ざる」ものと規定すべきであるとの希望が述べられている。つまり、この時期において、「住民」解釈は主として日本人の矜持から行われていたといえる。また、以上の言論からすれば、大日本帝国が同化[35]主義を標榜していたにもかかわらず、総督府が内地人を「住民でない」、「一時の寄留者」として扱っていたことが自己矛盾を来したものであったといえる。

四、むすび

本稿では、日本統治初期の在台内地人の社会秩序の形成に関する考察のために、台北と台南の都市部に寄留していた内地人の自治組織の形成を分析し、1897 年 5 月の「本島人」街庄社長制度設置に対応する過程で示された「内地人」の新しい社会基盤作りに存する問題点を指摘した。

台北の自治体の結成が自主的なものであったのに対して、台南の居住民団体は本島人を街庄社の長たるものとする街庄社長制度の下で、在台内地人をどう取り扱うかという問題がきっかけとなった。1898 年前後、日本内閣はすでに憲法施行と台湾独自の法令制度を施行していたが、台湾独自の戸籍法は未だ制定されておらず、在台内地人は法律上「一時ノ寄留者」とされていた。しかし、実際には彼らは台湾の「住民」であった。街庄社の管轄区域における内地人は、「住民」である限り本島人の街庄社長の支配を受けるはずであったが、これを排除して辨務署長の管轄に服することとするか、または居住民団体を組織したうえで辨務署長の管理におかれることになった。この結果として、下級行政機関の補助の制度においては、本島人に対して内地人への配慮が法制上欠如していた。

---

[35] 日本の植民地統治政策はどのような意味で「同化主義」的であったかについては、駒込武（1996）『植民地帝国日本の文化統合』、山本有造（2006）「近代日本帝国における植民地支配の特質」によって再解釈された。山本（2006：103-104）によれば、同化主義とは「理念上の同化と現実での差別という二重性を孕んだ」ものであった。つまり、「外地」を法制的・政治的に明白な異法域におくという意味では明白に「分離主義」であり、社会的・文化的領域において「内地化」を強制したという意味であった。

臺灣大學學術期刊資料庫

統治者は本島人の参事、または街庄社長の下に、内地人の権力と幸福を増進することはあり得ないという認識があり、上記制度の導入には、内地人組合の促進で埋め合わせる狙いがあった。これにより、台湾における地方行政執行上、内地人と本島人とに、法制上において区別を立て、行政執行上も区別されることとなった。

本稿で明らかにしたように、植民地期台湾の初めての居住民団は、在台日本人により独自に展開したものであった。その構築過程では、台湾総督府の政策と対峙または協調しながら創出・改正され、運営されてゆく過程であったはずである。なお、この過程で、在台日本人間の派閥の形成とその間の軋轢、競合関係が表面化するが、歴史的には、在台日本人の自治組織の創出によって新領地の社会秩序の形成がなされた点に意義があると考えている。

ところで今回は対象期間として、日本による台湾領有から 1898 年 9 月、台北県の「内地人組合規則」の発布までの三年間に焦点を絞った。この後は、内地人組合への批判や苦情が相次いで発生し、一時解散する地方県庁もあった。1920 年の地方官官制の改正に依る組合解散にいたる内地人組合の運営、変容などは今後の課題とする。

【付記】本稿の掲載にあたり、匿名の査読者の方々より数々の貴重なご意見を頂戴した。ここに記して謝意を表したい。

【参考文献】

『台湾総督府公文類纂』
『台湾新報』
『台湾日報』
『台湾日日新報』
『日本』
『東京日日新報』

臺灣大學學術期刊資料庫

台湾総督府警務局編（1938）『台湾総督府警察沿革誌　第二編』
岡本真希子（2000）「1930 年代における台湾地方選挙制度問題」『日本史研究』452、p.165-194
岡本真希子（2010）「植民地在住者の政治参加をめぐる相剋－「台湾同化会」事件を中心として」『社会科学』40 巻 3 号、p.95-131、同志社大学人文科学研究所
洪秋芬（1992）「日據初期臺灣的保甲制度（1895～1903）」『中央研究院近代史研究所集刊』21、中央研究院近代史研究所
駒込武（1996）『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店
黄美恵（2016）「帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合―台湾領有初期の「郡区町村」編制の歴史的過程をめぐって（1895～1897）」『台大日本語文研究』31、台湾大学日本語文学系
蔡蕙頻（2012）「1920 年臺灣廢廳反對運動與地方意識―日治時期臺灣政治史的再論析」『臺灣學研究』13、p.185-206、国立中央図書館台湾分館
鍾淑敏（1989）「日據初期台灣總督府統治權的確立」台湾大学歴史研究所修士論文
竹中信子（1995）『植民地台湾の日本女性生活史　明治編』田畑書店
趙祐志（1998）『日據時期台灣商工會的發展（1895-1937）』稻鄉出版社
趙祐志（2013）『日人在台企業菁英的社會網絡 (1895-1945)』花木蘭文化出版社
中山善史（2006）「日治初期臺灣地方衛生行政－以衛生組合為中心探討」淡江大学日本研究所修士論文
藤井康子（2007）「1920 年代台湾における地方有力者の政治参加の一形態：嘉義街における日台人の協力関係に着目して」『日本台湾学会報』9、p.45-66
藤井康子（2010）「1920 年代台湾における高雄州設置と中等学校誘致問題―高雄・鳳山・屏東各街の日台人の動向に着目して―」『日本台湾学会報』12 、p.125-147

臺灣大學學術期刊資料庫

山本有造（2006）「近代日本帝国における植民地支配の特質」『経済志林』73-4、p.97-110、法政大学経済学会

【付録】

台南居住民団体結成をめぐる『台湾新報』記事の要約

日付	*概要*
1897/11/29	**●台南辨務署長豊田滋氏の口達**
1897/12/4	**●台南居住民の団体結成に決し、起草委員を選定した。** ○本願寺出張所で内地人総集会を催し、起草委員の起草せし、規約書の会議を開き、27か条を議定した。 ○居住民会の議員撰挙の大波乱→交渉の末20名を撰挙し退散。 【議員名簿】石橋重任、江戸又市、松本徳太郎、脇山逸真、前田儀平、矢島篤正、岡村庄太郎、今村幾、中村金太郎、関善次郎、坂本房治、青木重三郎、久住呂孝太郎、角駒之助、下津竹三郎、木戸利平次、家永茂三郎、梅本岩松、中川快興、桐亀作
1897/12/18	**●曹洞宗出張所で議員会合、役員撰挙。** ○今井幾（議長）、久住呂孝太郎（副議長）。居住民惣代は1898年春に撰挙。規約書の認可を申請中。
1898/1/6	**●知事が規約書を修正を加え認可したあと、曹洞宗出張所で臨時会を開く。** ○臨席地方官：磯貝知事、大津麟平県書記官、台南辨務署長豊田 ○知事演説　○議長今村及び議員坂本は総代に当選せんと頻りに奔走し専擅の取計をなしたことに対して議員一同に謝罪。 ○同夜、旭館に大津麟平県書記官、台南辨務署長などを招き議員一同懇親会を開く。 ○「今村坂本両氏は同じ議員なる料理屋連七名の内、口利きの称ある下津竹三郎、木戸利平次、角駒等の三氏を拉して某楼に秘密会議を開き夜を籠めて協議」

臺灣大學學術期刊資料庫

	★台新評：「其結果飽くまでも総代を吾手に占め込まんとの決心を為しゝ由」 ○「雑貨商派（七名）中立派（六名）は今村氏が斯く決心を為し料理派（七名）を根拠として運動す」→「雑貨派の前田、松川、岡村、久住呂等は諸氏は大倉組支配人青木十三郎氏か又は関組支配人関善次郎（何れも議員）を推選せんと」したが、御用商人の日常繁忙という杞憂を説き、「当時台南地方法院在勤の判官本多督二氏は頃日辞表を提出し台南の野に下りて辯護士の業務を営まんとの心組の由」により本多督二を適当な候補者として狙う。「本多氏に交渉の上承諾を得たれば雑貨中立派は愈々気焔を昂め」 ➡派閥の競争・軋轢：料理派（今村）　vs. 雑貨派（坂本）、中立派
1898/1/15	**●居住民惣代撰挙日。正副団長の公選日**。本願寺出張所。 ★台新評：「台湾では空前の競争」 ○選挙に失敗した雑貨派 50 余名脱会。 ○町の様子：「本日は十数若ハ警部巡査及び数名の憲兵等出張して非常を戒めたり。幸ひに無事なる事を得たれとも職人体もの酒気を帯ひて城内に入らんとしたる為め警官と衝突し、一二名引致せられたるもあり。」 ○投票無効論①：「或る町内へは投票用紙を一枚も配付せず、又或る家は一戸にして七八枚の投票をなしたる等の事ありて、神聖なる撰挙と云ふ能はざれば当日の投票は無効なりと云ふ議論あり」 ○投票無効論②：「昨の如き仕込杖を携へ或は短刀を呑みたる輩の撰挙事務室に闖入せんとするものあり。此の儘開票せは如何なる騒動を惹起し来りて結局本願寺の迷惑となる事尠なからさらんとて、開票を翌三日に延期する事となりしが、此際一部有志の投票無効論ありたり」
1898/1/16	**●臨時会を開く。選挙無効調査の議**：「撰挙委員の会議に附したるに無効投票の多数なる事は始めより知□切つたる次第なれば委員に於て一々其の効無効を調査せんとの議は出てたり」 ○「臨時会に於て満場一致を以て前日の投票は総て無効と為し、封印のまゝ今村議長に預け置く事。団長副団長は当該官庁の指定を仰く事に一

臺灣大學學術期刊資料庫

決し当日臨席せし豊田辨務署長の承認を得」。

★台新評：「潜かに当地有力者の意見を聞くに元来公然の事を規約に定め居りながら官署を煩はさざれは成立せざる程、居住民の程度幼稚なるなれば寧ろ組織を解散するに若かずとの議論もあり。」

1898/1/17 ○団長副団長が当該官庁の指定を仰く事に一決したことを、豊田辨務署長の承認を得る件につき、「豊田署長は指名の上今村議長に回送せしかば、事漸く穏和に局を見るべしと一仝愁眉を開きしは束の間、一波収まりて又一波揚がるは世の習、仝日今村派の黒幕と聴えし高橋常吉、高坂真、矩川島直方外二氏は公然書を今村議長に寄せて、曰く団長副団長の撰挙を当該官庁に一任せしは議会が越権の処置を為しゝものなり。宜しく其決議を取消し更に居住民総会を開きて公選すべしと。」

★台新評：「普通ならば議長が一辨の下に排斥すべきに、底には蓋のあることとて早速其請求を容れ、其翌日 18 日を以て面倒にも臨時会を開らき例に照らして豊田署長の臨席を煩はし、今村議長は又もや去る 16 日決議を越権なりしを謝し、更に居住民総会を開らき公選すべきやう決議せられんことを望む、と演べたれど、中立雑貨商の議員等は之を憤慨し一同袂を列ねて退場せんとせしに、今村議長切に其の着席を求め、豊田署長詢々として説く所ありしも、多数の議員は前会決議を固守すべきを唱へ、右に決議せしに又もや再議に附し、終に前議を取消し更に公選する事に決したり。児戯と謂ふも愚かなるべし。」

1898/1/21 ○「創立議員が不法決議をなし、正副団長の指名を辨務署長に委託したるより、端なくも物議を再起し、来る 23 日を以て更に臨時総会を開き。」とのことの可否を多数に問う。

○磯貝知事は「民間有志九名を召集して懇談する所ありたる結果、従来軋轢の寰外にありたる中立銀行支店支配人水谷貞次郎及び驛傳社支店支配人関弥平太の二人を正副団長に推薦すべしとの議に決し」た。

○磯貝知事は「今村、坂本、青木、関、石橋、矢島、川田、脇山等の九氏を縣廳に召集し、何か諮問する所あり。その結果団長に今村幾氏、副団

臺灣大學學術期刊資料庫

	長に関弥平太氏を候補者として予定し撰挙会に於ては右両氏を投票せしむべきに協定し、各々部署を定め勧誘する旨の御請を為し引取りたりと」（前文の正団長の推薦者と違う―筆者） ○「右九名の有志は此の議決に背かず、23 日の臨時会席上に於て居住民を勧誘し円満平和の間に右の二名を撰挙せしむる事に尽瘁すべしと約して散会。」 ○「恐らくは正副団長のみは平和の撰挙を畢るべしと雖も、当日は愈々創立議員を解散して、本議員の撰挙を為すべきにつき、責めても議員のみは自派より多数を選出せんものと、既に本日夕刻より雑貨商組合の集会ある程なれば、料理屋派も亦々運動を始むるに至るべしとなり」
1898/1/23	**●居住民臨時総会兼撰挙会。百二十有余人。** ○「本願寺に於て開会せられぬ。当日午後一時豊田辨務署長、大津書記官、道元庶務課長、浅利書記等臨席して休息所に在るや、今村議長は議員を呼び寄せ其室に抵り何か秘密談を凝らしたる後、三時頃に至り漸く開会を告げ、今村議長は起立して其後の報告を為さんとて、去十六日の決議は不肖今村始め議員一同が越権に出でたる処置なりしを謝罪すと述べ、続て縣廳に於ける協定の始末を演へ、団長副団長は宜しく其協定者を投票せられたき旨を望み着席する」 ○野島次郎の発言：「余は本団が健全なる発達を遂ぐるを祈り、又団長副団長其人を得るを熱望するもの聞くが如くんば、或人は或る条件の下に料理屋達と結託し無頼漢を使嗾して非望を遂げんと企てたるのみかは封印の儘預り置きたる投票函を破壊して投函紙を偸視し権門に出入して請託せしなど耳を汚すべき醜聞を伝へたるに拘はらず、尚ほ情懲りもなく今日此会に於て当選の栄を荷はんものと陰険なる運動を為しゝ由。果して真ならば是れ台南居住民団を駆りて一の野心非望を遂げんとするもの固より唾棄すべきなり。余は極力斯かる者を打撃すると同時に曩に協定せし候補者を推さんことを望むものなり云々と痛快なる攻撃を試み」た。 ○参加者様子：「料理屋連は一人の欠席なく、衆勢一同歩武を揃へて出席し、指令官を定めて一号令の下の左進右退の態度を採り、会稽の恥を雪

臺灣大學學術期刊資料庫

	かんものと押し掛けたるに引き替へ、中立雑貨連は稽日の行動に愛想をつかしてか、又は別に期する所ありてか出席するもの寥々たりしかば趨勢の帰する所は早や識者を俟たすしロ知られたりき。」
	○結果:「午後五時頃投票は開かれぬ。果然勝利は今村氏の手に落ちたり。」「是より先き中立雑貨連は誰一人も残らずに退場せしを以て議員の撰挙は明日に延ばす事に定め、閉会を告げしは黄昏頃なりき。」
	○「昨朝に至り今村氏が料理屋の投票に拠り当選せしと聞き、渠れの如き団長の下に立つは其志にあらじとて早速脱会届を認可差出とし者百名以上に及びしと」
	○「23日の選挙当日には料理屋連は一人も水谷に投票するものなかりし」、「当局者（知事）の苦心はマサカと思ひし、23日選挙の結果を見て只管呆きれ果て唖然として長大息を漏らす。時実業家の銘々は陸続として脱団届を提出し、殊に副団長に当選せし関弥平太氏其他中立派の頭株を我劣らじと脱団すと聴きては監督官庁も捨て措き難くやありけむ」
1898/1/25	**●台南居住民団分裂**
	○雑貨派では「別に一団体を組織し、辞職判官本多督二氏を戴きて隊長となし居住民団と相対せんと云ふに決し」
	○雑貨派は「先夜名を親睦会に仮りて本田氏を四春園に饗し向後団体の方針等に付いて協議」
1898/1/27	○「実業家の重立ちたる者 12 名を県庁に召喚し、磯貝知事、豊田署長、大津書記官列席の上円滑なる事局を計るべき旨懇諭せしかどィツカナ聴容るゝ気色なく平常の沈黙を破りて滔々として今村氏の背徳を列叙し決して斯かる団長の下に立つ能はずと断乎たる挨拶を述べ引取りたり」
1898/2/3	○事務所を五帝廟街元本願寺開導学校に置く。
	○居住民団事務所（団長及び二名の書記）の事務開始
1898/2/6	○議会開会。
	○議案①「団の基本財産として或る官有地貸出請願の件を可決し、請願委員として坂本房治、木戸利平次、河島直方の三氏を選定せり」
	○議案②「団の議事細則」:「本日議決せらる二十名議会の中にて更らに十

臺灣大學學術期刊資料庫

名の常置委員を互選し、大事は二十名議会にて決し、小事は十名委員にて決行する」

【10 名の常置委員の氏名】: 木戸利平次(料)、坂本(阪本)房治(中)、有川勝蔵(中)、角駒之助(料)、大高阪真耜(中) 、川田政三(政藏)(中)、金枝三次郎(料)、桐亀作(料)、水谷貞次(中)、河島直方(中)

○議案③「団事務の整頓」:「団長は二名の事務員を指揮して昼夜戸籍簿の整理を為しつゝあり。凡そ向ふ二週間にして一切完成するを得べき見込なりと云ふ」

○議案④「団の親切」:「発布されたる縣令第四号の結果として来る 25 日までに内地人は戸主たると雇人たるとを問はず、悉く之れを辨務署長に届出でざる可らず。然るに居住民団に於ては移住民が該縣令を知らずして届出の期限を誤まり為めに、違警罪に抵触する者あらん事を虞り、洽く此の旨を居住民に通告し尚ほ且つ文盲無筆の人を援けんが為め総て団事務所に到り依頼すれば無手数料にて其の手続をなし與ふる事に決したり。」

出所)「台南居住民団体」(『台湾新報』1898 年 1 月 1 日);「台南居住民の惣代選挙前の実相」(『台湾新報』1898 年 1 月 19 日);「台南居住民団正副長の選挙」(『台湾新報』1898 年 1 月 23 日); 「台湾居住民団の成行」(『台湾新報』1898 年 1 月 28 日);「台湾紛々録」(『台湾新報』1898 年 2 月 1 日);「雑貨派の独立」(『台湾新報』1898 年 2 月 10 日);「台湾居住民団」(『台湾新報』1898 年 2 月 15 日);「台南特報」(『台湾新報』1898 年 2 月 23 日);「台湾居住民団及台南商業倶楽部の経過と其善後策 (上)」(『台湾新報』1898 年 4 月 8 日);「台南居住民団及台南商業倶楽部と其善後策 (続)」(『台湾新報』1898 年 4 月 12 日)。

臺灣大學學術期刊資料庫